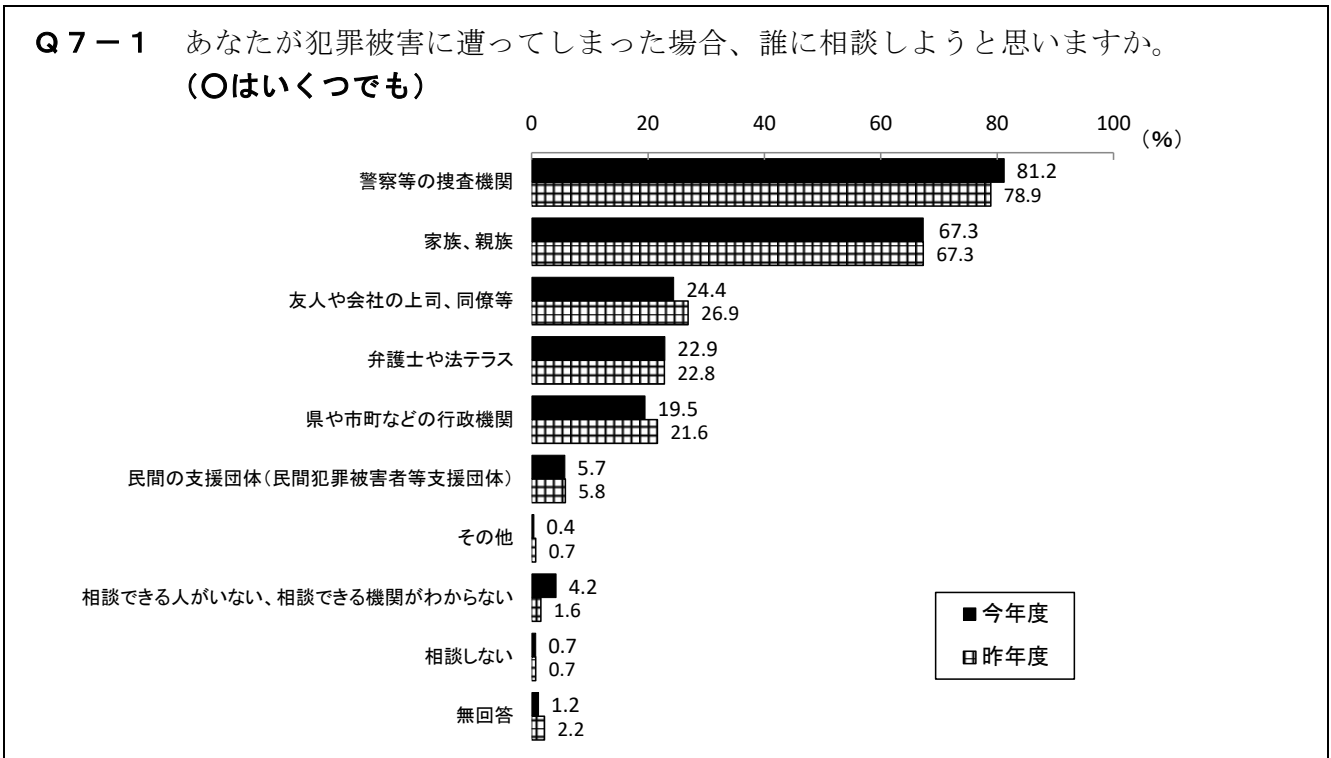


7. 犯罪被害者等支援について

7-1. 犯罪被害に遭った場合の相談相手

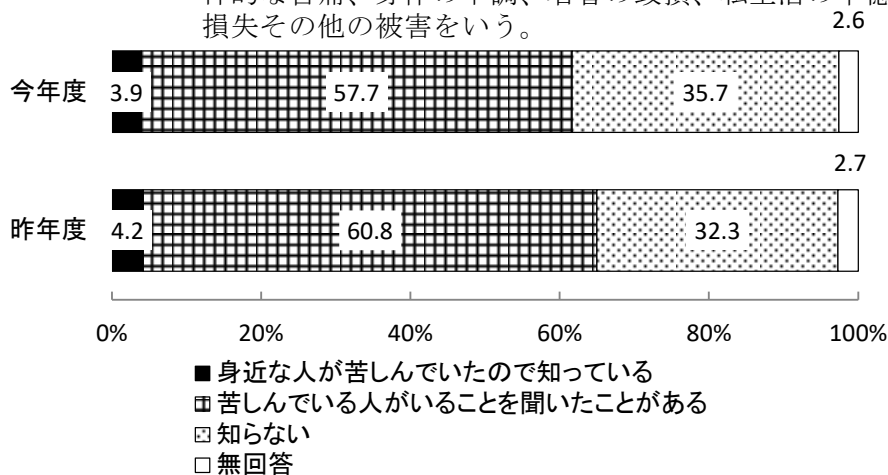


犯罪被害に遭った場合の相談相手について、「警察等の捜査機関」が 81.2%と最も高く、次いで「家族・親族」が 67.3%、「友人や会社の上司、同僚等」が 24.4%の順となっている。昨年度と比較すると、「相談できる人がいない、相談できる機関がわからない」は 2.6 ポイント上昇した一方、「友人や会社の上司、同僚等」は 2.5 ポイント低下している。

7-2. 「二次的被害」の認知状況

Q7-2 あなたは、犯罪被害に遭われた方やその家族又は遺族が「二次的被害」※により苦しんでいる実情があることを知っていますか。（○は1つ）

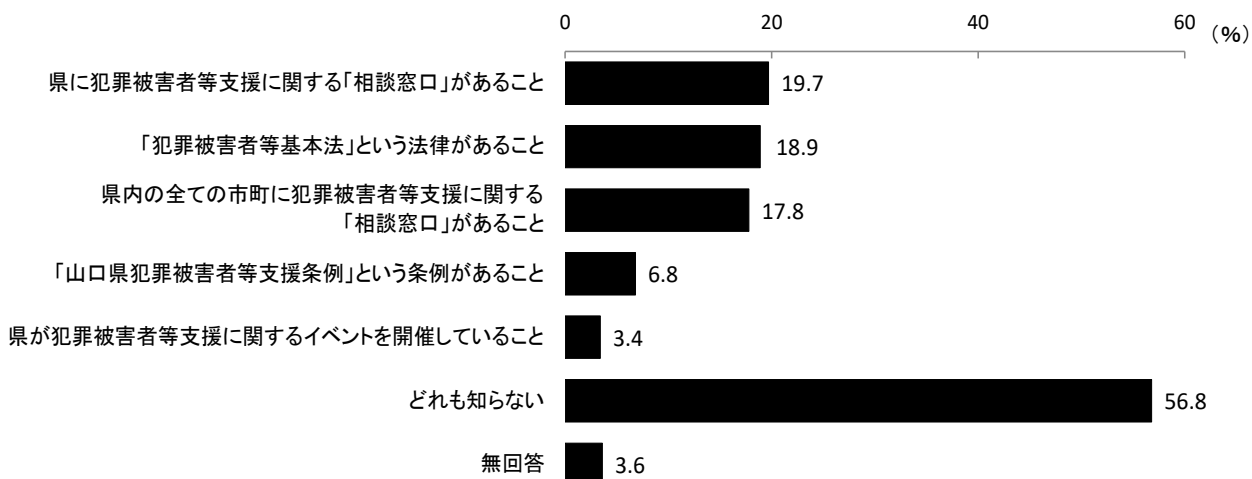
※二次的被害：犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。



「二次的被害」の認知状況について、「身近な人が苦しんでいたのを知っている」が3.9%、「苦しんでいる人がいることを聞いたことがある」が57.7%、「知らない」が35.7%となっている。昨年度と比較すると、「知らない」は3.4ポイント上昇した一方、「苦しんでいる人がいることを聞いたことがある」は3.1ポイント低下している。

7-3. 犯罪被害者等支援に関するものの認知状況

Q7-3 あなたは、次の犯罪被害者等支援に関するものを知っていますか。（○はいくつでも）



犯罪被害者等支援に関するものの認知状況について、「どれも知らない」が56.8%と最も高くなった。また、知っているものについては、「県に犯罪被害者等支援に関する「相談窓口」があること」が19.7%と最も高く、次いで「「犯罪被害者等基本法」という法律があること」が18.9%、「県内の全ての市町に犯罪被害者等支援に関する「相談窓口」があること」が17.8%の順となっている。